

松山清掃工場の廃止に伴う都市計画

変更案の縦覧を実施します

松山清掃工場を廃止するため、「八日市場都市計画」こみ焼却場（一般廃棄物処理施設）の変更を行います。市では、この変更案について縦覧を行い、意見を伺います。

◆変更案の縦覧

縦覧期間：1月25日（月）～2月8日（月）

※土・日曜日除く8時30分～17時15分。

縦覧場所：都市整備課（市役所3階）

◆意見書の提出
意見書を提出できる人：市内に

住所のある人（法人含む）、利害関係人

提出方法：所定の意見書に住所氏名などを記載し、意見の要旨（800字以内）を添えて、2月8日までに提出先へ郵送または持参（必着）

※意見書の様式は縦覧場所に備え付け。

提出先：都市整備課（〒289-1219 8 匠瑳市八日市場ハ793番地2）

問 都市整備課都市計画班

☎73・0091

国民年金 Q&A

Q 退職して国民年金へ切り替えましたが、現在求職中のため保険料納付が困難です。

A 退職（失業など）による特例免除制度があります。

国民年金保険料の免除猶予制度は、本人、配偶者、世帯主の所得審査がありますが、いずれかの人が退職した場合、失業日などが確認できる書類の写しを提出することにより、その人の所得を0円として審査します。

失業日などが確認できる書類…離職票、雇用保険受給資格者証、雇用保険被保険者資格喪失確認通知書、事業廃止届出書（廃業の場合）など

申請は、市民課（市役所1階）または野栄総合支所で受け付けています。国民年金保険料は未納のままにせず、納付が困難な場合はご相談ください。

問 市民課国保年金班 ☎73-0086

佐原年金事務所 ☎0478-54-1442



銚子連絡道路

都市計画変更案の概要縦覧と公聴会を開催

銚子連絡道路に係る都市計画変更案の概要縦覧と公聴会を開催します。この案の概要に意見のある場合は、縦覧期間中に公述申し出を行い、公聴会で意見を述べることができます。

案の概要の縦覧

▽縦覧期間

1月5日（火）～19日（火）

※土・日曜日、祝日除く8時30分～17時15分。

▽縦覧場所

都市整備課（市役所3階）

県土整備部都市整備局都市計画課（県庁中庁舎7階）

▽縦覧内容

八日市場都市計画道路の変更（銚子連絡道路線）

公述の申し出

▽公述できる人

市内に住所のある人（法人含む）、利害関係人

▽申し出方法

公述申出書に住所、氏名などを記載し、意見の要旨（800字以内）を添えて、1月19日までに提出先へ郵送または持参してください（当日消印有効）。

※公述申出書の様式は縦覧場所に備え付け。

▽提出先

都市整備課（〒289-2198 匠瑳市八日市場ハ793番地2）

※希望者が多い場合は、抽選により公述人を選定（結果は本人に通知）。

公聴会の開催

▽開催日時

2月6日（土）14時から

※公述の申し出がない場合は中止。

▽開催場所

市民ふれあいセンター（大ホール）

▽公聴会の傍聴

傍聴希望者は直接会場にお越しください。入場は受け付け順で、満員の場合は入場をお断りすることがあります。※新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、マスクなどの着用をお願いします。

▽公述された意見への対応

公述された意見の要旨と、その意見に対する県の考え方を、公聴会の後に県ホームページに掲載します。

問 都市整備課都市計画班 ☎73-0091

県土整備部都市整備局都市計画課 ☎043-223-3376

障害者控除の認定書を交付

要介護・要支援の認定を受けている65歳以上の人のうち、認知症または寝たきり状態で日常生活に支障があるなど一定の基準を満たす場合、所得税の障害者控除の対象となります。

区別の認定基準

▽「障害者」の区分 知的障がい者（軽度または中度）または

身体障がい者（3級～6級）に準ずる人

▽「特別障害者」の区分 知的障がい者（重度）もしくは身体障がい者（1級または2級）に準ずる人、または寝たきりの人

※認定基準日は、令和2年12月31日（年の途中に対象者が死亡している場合はその死亡日）。



事業用資産

償却資産の申告は2月1日まで

償却資産を所有する人は、その所有状況を記載した「償却資産申告書」を、2月1日（月）までに税務課（市役所1階）へ提出してください。

◆償却資産とは

償却資産とは、会社や個人での事業活動に用いられている機械や器具、備品などの有形固定資産をいいます。主な償却資産の例は次の通りです。

▷農業 田植え機、乾燥機、ポンプ、動力噴霧器、畜舎、ハウスなど

▷自営業 レジスター、パソコン、クーラー、応接セットなど

▷建設業 パワーショベル、コンプレッサー、発電機など

※前年中に申告済みの人には、昨年12月中旬に申告書を送付しました。新たに資産を取得した人で申告書が必要な場合は、下記までご連絡ください。

問 税務課資産税班 ☎73-0087

認定書の申請手続き

対象者が令和2年分の所得税の障害者控除を受けるには「障害者控除対象者認定書」が必要です。高齢者支援課（市役所1階）に介護保険被保険者証（緑色）を持参し申請してください。

なお、親族が本人に代わり申請する場合は、要介護認定などに関する情報調査を行うことについて、本人の同意が必要です。認定基準や申請方法の詳細は、左記までお問い合わせください。

問 高齢者支援課介護保険班

☎73-0033

給与支払報告書

提出を忘れずに

事業主や青色申告をしていて所得税の源泉徴収義務のある人が給与・賃金を支払った場合は、「給与支払報告書」を提出する必要があります。



令和2年分の報告書の提出期限は2月1日（月）です。忘れずに下記まで提出してください。

※給与支払者が個人事業主の場合は、提出窓口で提出者の本人確認を行います。マイナンバーカード、または個人番号通知書類と身元確認書類を併せてお持ちください。

◆報告書の提出先

税務課（〒289-2198 匝瑳市八日市場ハ793番地2）

問 税務課市民税班 ☎73-0087

ご意見をお寄せください

第8期匝瑳市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（素案）

市では、令和3年度から5年度までの高齢者福祉および介護保険事業の目標、施策、サービス量などを定める「第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画」の策定を進めています。この計画をより良くするため、皆様のご意見をお寄せください。

◆意見募集期間

1月6日（水）～2月5日（金）

◆意見を出せる人

市民、市内の事業者、市内に

◆資料の公表場所

市ホームページの他、市役所と野栄総合支所で公表します。

◆意見の提出方法

意見に「第8期匝瑳市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（素案）に対する意見」と明記した上で、住所、氏名を記載し、メール、ファクス、郵送、または持参のいずれかの方法で提出してください。書式の指定はありません。

提出先：高齢者支援課（☎73-0033）

go@city.sosa.lg.jp、ファクス

72-1116、〒289-21

98 匝瑳市八日市場ハ79

3番地2）

※資料の公表場所に備え付けられた意見箱からも提出可。

◆提出された意見への対応

意見募集期間内に提出された意見（住所、氏名の記載がないものを除く）およびこの意見に対する市の考え方を、市ホームページで公表します。なお、意見提出者の公表や意見提出者個人に対する回答は行いません。

問 高齢者支援課介護保険班

☎73-0033